

# 「大船渡地域商品券」事業の規約概要

大船渡商工会議所

当所で実施しております地域商品券事業の概要は下記のとおりとなっております。

お申込みの場合は、別紙の「加盟店加入申込書」をFAX等にて提出くださいますようお願い申し上げます。

## 【事業概要】

### 1. 事業目的

大船渡商工会議所の発行する地域商品券は、大船渡市内だけで利用できる商品券として、市外への消費流出・顧客流出を防止し、市内の消費需要を喚起することにより、来客数・売上高の低迷を打開し、参加事業所の売り上げ向上と、地域経済の活性化を図ることを目的とします。

### 2. 事業実施主体 大船渡商工会議所

### 3. 根拠法 資金決済に関する法律(資金決済法)

### 4. 地域商品券の種類

地域商品券は額面500円の1種類とし、有効期限は商品券発行の日から3年以内とします。釣銭は出しません。ただし、実施後の諸般の事情により種類及び形式の変更ができるものとします。

### 5. 地域商品券の名称 大船渡地域商品券

### 6. 加盟店の範囲

大船渡市内を範囲とし、すべての業種で使用できるものとします。ただし、会議所の会員事業所とします。なお、加盟店の加盟手数料は一切取りません。

### 7. 手数料 地域商品券の換金は金融機関で行い手数料は3%とする。

### 8. 募集範囲(登録可能な範囲)

大船渡商工会議所の会員とします。加盟店等に係る負担金はありません。大船渡商工会議所の会員であれば、加盟店・販売店のどちらにもなることができますが、あらかじめ登録申請が必要となります。

### 9. 事業開始日 平成20年11月1日(土)から開始しています。

### 10. 運用上のご注意

(1) 本事業では、販売店とは一般消費者に対し商品券を販売する所、加盟店とは一般消費者が買い物等で商品券を利用できる所をいいます。

(2) 販売店の販売手数料は1%です。

### 11. お申し込む際のご注意

(1) 預金口座の指定は加盟店1箇所に行とし、加入申込書も加盟店1箇所につき1枚を提出してください。本支店や営業所など市内に複数の事業所が存在する場合でも指定金融機関が1箇所(=決裁機能が1箇所)の場合は加盟店として数えません。

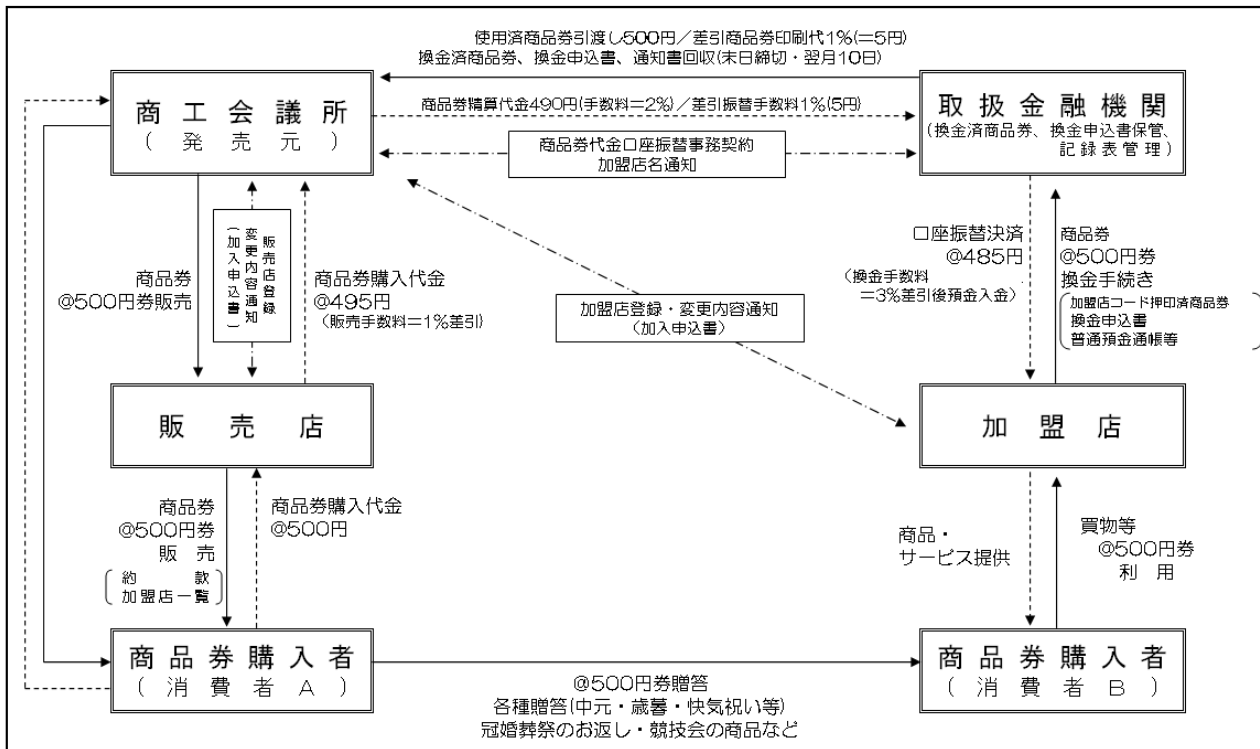
(2) 加入申込書を提出いただければ、加盟店・販売店としてのお取り扱いが可能となりますが、換金については、会議所と銀行との手続きの関係上、提出をした翌月の5日以降にお願いいたします。

(3) 販売店は、一般消費者に対し、包装、名入れ等までを行っていただきます。また、商品券の購入も現金扱いとさせていただきます。

(4) 販売店は、加盟店にもなります。

★大船渡地域商品券の事業スキームは下記のとおりです

- ▶ 商品券の流れ
- - - - -▶ お金等の流れ
- ◀ - - - - ◀ 登録・契約関係



※上記「大船渡地域商品券」事業の規約概要等に準じて実施いたしますが、金融機関で行う換金手数料3%は無料となります。